

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目次

### ◇ 公 告

ページ

- 一般競争入札による市有財産の売払い（2件）【財政局財務部財産活用推進課】 3
- 大規模小売店舗の変更事項の届出（2件）【産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課】 11

### ◇ 区 公 告

- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者の公表【門司区役所市民課】 15
- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者の公表【門司区役所市民課】 16
- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者の公表【小倉北区役所市民課】 18
- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者の公表【小倉北区役所市民課】 19
- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者の公表【小倉南区役所市民課】 21
- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者の公表【小倉南区役所市民課】 22
- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者の公表【若松区役所市民課】 26
- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者の公表【若松区役所市民課】 27
- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者の公表【八幡東区役所市民課】 31
- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者の公表【八幡東区役所市民課】 32
- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者の公表【八幡西区役所市民課】 34
- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者の公表【八幡西区役所市民課】 35

- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者の公表【戸畑区役所市民課】 4 0
- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者の公表【戸畑区役所市民課】 4 1

◇ 交 通 局

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【交通局総務経営課】 4 3
- 特定調達契約の落札者の決定【交通局総務経営課】 4 6

## 北九州市公告第 835 号

市有財産を一般競争入札により売り払うので、北九州市契約規則（昭和 39 年北九州市規則第 25 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 3 年 12 月 10 日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 売り払う物件

#### (1) 物件番号 3

ア 所在地 八幡西区馬場山東三丁目 1437 番 4

イ 公簿地目 宅地

ウ 実測面積 9,651.89 平方メートル

エ 最低売却価格 8,618 万円

#### (2) 物件番号 4

ア 所在地 八幡西区真名子一丁目 618 番 5 外 3 筆

イ 公簿地目 宅地

ウ 実測面積 3,360.80 平方メートル

エ 最低売却価格 4,058 万円

### 2 契約条項を示す場所及び期間

#### (1) 場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

#### (2) 期間

この公告の日（以下「公告日」という。）から令和 4 年 3 月 31 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに令和 3 年 12 月 29 日から令和 4 年 1 月 3 日までの日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

### 3 入札条件を示す場所及び期間

#### (1) 場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

#### (2) 期間

公告日から令和 4 年 2 月 18 日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

### 4 現地見学会の日時及び申込みを受け付ける期間

(1) 日時

ア 物件番号3 令和4年1月27日の午前10時から正午まで

イ 物件番号4 令和4年1月28日の午前10時から正午まで

(2) 申込みを受け付ける期間

公告日から令和4年1月19日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

申込みは、北九州市財政局財務部財産活用推進課に電話で行うこと。

5 入札参加申込みを受け付ける場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 期間

令和4年2月17日及び同月18日のそれぞれ午前9時から午後5時まで。

来庁日時については、あらかじめ北九州市財政局財務部財産活用推進課に電話で連絡し調整すること。

6 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札日時

ア 物件番号3 令和4年3月31日 午前10時

イ 物件番号4 令和4年3月31日 午前11時

(2) 開札日時 入札締切り後直ちに行う。

(3) 入札及び開札の場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所地下2階第5入札室

7 入札保証金

(1) 入札価格の100分の10以上

(2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、北九州市に帰属する。

8 入札に参加することができる者の資格

次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

(1) 北九州市が行う市有地売払いに関し、アからエまでの事実があった後2年を経過していない者

ア 入札を取り消されたことがある者

イ 落札者として資格を取り消されたことがある者

ウ 先着順売払いの申込みを取り消されたことがある者

- エ 正当な理由がなく契約を締結せず、又は履行しなかった者
- (2) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者
  - ア 入札に係る物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
  - イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - ウ 法人でその役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用している者
  - ク アからキまでに掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (4) 契約規則第2条の規定に該当する者

## 9 入札の無効

契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

### 10 入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、延期し、又は取り消すことがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、本市は補償の責めを負わない。

### 11 先着順売払いについて

- (1) 物件番号3は実施しない。
- (2) 物件番号4について入札者がいないとき、又は落札者が契約を締結しないときは、先着順により申込みを受け付け、資格審査の上、売り払う。
  - ア 受付及び申請書を交付する場所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市財政局財務部財産活用推進課
  - イ 受付期間  
令和4年6月30日から令和4年7月29日まで（日曜日、土曜日及

び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く)の毎日午前9時から  
午後5時まで

1 2 入札に係る問合せ先

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

電話 093-582-2007

北九州市公告第 836 号

市有財産を一般競争入札により売り払うので、北九州市契約規則（昭和 39 年北九州市規則第 25 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 3 年 12 月 10 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 売り払う物件

(1) 物件番号 5

ア 所在地 戸畑区観音寺町 3 番 1 外 3 筆

イ 公簿地目 宅地

ウ 実測面積 4,082.72 平方メートル

エ 最低売却価格 3 億 4,295 万円

2 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 期間

この公告の日（以下「公告日」という。）から令和 4 年 5 月 31 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに令和 3 年 12 月 29 日から令和 4 年 1 月 3 日までの日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

3 入札条件を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 期間

公告日から令和 4 年 3 月 30 日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

4 現地見学会の日時及び申込みを受け付ける期間

(1) 日時

令和 4 年 1 月 31 日の午前 10 時から正午まで

(2) 申込みを受け付ける期間

公告日から令和 4 年 1 月 19 日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

申込みは、北九州市財政局財務部財産活用推進課に電話で行うこと。

## 5 入札に参加するための要件

(1) あらかじめ入札参加申込みを行い、入札参加者としての資格を有するか否かについて審査を受けなければならない。

(2) 入札参加申込みは、所定の様式にアからコまでの資料を添付し、持参することにより行わなければならない。

ア 役員一覧

イ 会社等の定款

ウ 会社等の概要

エ 過去3年分の決算報告書

オ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書で発行後3月以内のものに限る。）

カ 印鑑証明書（発行後3月以内のものに限る。）

キ 法人税及び消費税（地方消費税を含む。）の納税証明書（発行後3月以内のものに限る。）

ク 法人市民税、固定資産税及び都市計画税の過去3年分の納税証明書（発行後3月以内のもので本店等の所在地に係るものに限る。）

ケ 土地利用提案書

コ 事業実績に関する調書

## 6 入札参加申込みを受け付ける場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 期間

令和4年3月29日及び同月30日のそれぞれ午前9時から午後5時まで。

来庁日時については、あらかじめ北九州市財政局財務部財産活用推進課に電話で連絡し調整すること。

## 7 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札日時 令和4年5月31日 午前10時

(2) 開札日時 入札締切り後直ちに行う。

(3) 入札及び開札の場所

北九州市小倉北区大門一丁目6番43号

北九州市立生涯学習総合センター3階ホール

## 8 入札保証金

- (1) 入札価格の100分の10以上
- (2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、北九州市に帰属する。

9 入札に参加できる者の資格

- (1) 土地利用に関する事業の実施に必要な知識、技術的能力等を有し、指定期日までに売買代金の支払が可能であること。また、土地利用に関する事業を、確実かつ速やかに実施できる者であること。

- (2) 次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

ア 北九州市が行う市有地売払に関し、(ア)から(エ)までのいずれかに該当した後2年を経過していない者

- (ア) 入札を取り消された者
- (イ) 落札者として資格を取り消された者
- (ウ) 先着順売払いの申込みを取り消された者
- (エ) 正当な理由がなく契約を締結せず、又は履行しなかった者

イ 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者

- (ア) 入札に係る物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
- (イ) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (ウ) 法人でその役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
- (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者
- (オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (キ) 暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用している者
- (ク) (ア)から(キ)までに掲げる者の依頼を受けて入札に参加し

ようとする者

エ 法人税又は消費税（地方消費税を含む。）の滞納がある者

オ 過去3年間に法人市民税、固定資産税又は都市計画税の滞納がある者

カ 契約規則第2条の規定に該当する者

10 入札の無効

契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

11 入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、延期し、又は取り消すことがある。又は延期することがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、北九州市は補償の責めを負わない。

12 先着順売払いについて

実施しない。

13 入札に係る問合せ先

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

電話 093-582-2007

北九州市公告第 8 3 7 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 2 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和 3 年 1 2 月 1 0 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグコスモス岸の浦店・ほっともっと岸の浦店  
北九州市八幡西区岸の浦一丁目 7 番地 1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

(1) 株式会社コスモス薬品

福岡市博多区博多駅東二丁目 1 0 番 1 号  
代表取締役 横山英昭

(2) 株式会社プレナス

福岡市博多区上牟田一丁目 1 9 番 2 1 号  
代表取締役 塩井辰男

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗内の施設の配置に関する事項

ア 駐輪場の位置及び収容台数

(ア) 変更前 駐輪場 1 1 2 台  
駐輪場 2 2 3 台  
駐輪場 3 1 6 台  
計 5 1 台

(イ) 変更後 駐輪場 1 1 2 台  
駐輪場 2 2 4 台  
計 3 6 台

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(ア) 変更前 A 棟 午前 1 0 時から午後 1 0 時まで  
B 棟 午前 8 時から午後 1 0 時まで

(イ) 変更後 A 棟 午前 9 時から午後 1 0 時まで

B棟 午前8時から午後10時まで

C棟 午前9時から午後10時まで

4 変更する年月日

(1) 前項第1号 令和4年8月1日

(2) 前項第2号 令和3年12月1日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和3年11月30日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号

北九州市八幡西区役所総務企画課

8 縦覧期間

この公告の日から令和4年4月11日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和3年12月29日から令和4年1月3日までを除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和4年4月11日までに北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第 8 3 8 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和 3 年 1 2 月 1 0 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス門司大里店

北九州市門司区不老町一丁目 1 番 1 2 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

ダイレックス株式会社

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 9 3 0 番地

代表取締役 多田高志

3 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(1) 変更前

ダイレックス門司大里公園店

(2) 変更後

ダイレックス門司大里店

4 変更の年月日

令和 3 年 1 2 月 2 日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和 3 年 1 2 月 3 日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市産業経済局商業・M I C E 推進部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和 4 年 4 月 1 1 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日並びに令和 3

年12月29日から令和4年1月3日までを除く。)の毎日午前8時30分から午後5時まで

#### 9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和4年4月11日までに北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九門公告第 28 号

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 11 条第 3 項の規定に基づき、令和 2 年度中における門司区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者について、次のとおり公表する。

令和 3 年 12 月 10 日

門司区長 岩田 光正

当該請求をした 国又は地方公共 団体の機関の名 称	請求事由の概要	閲覧の年月 日	閲覧に係る住民の 範囲
防衛省	自衛官等募集に関する 広報宣伝	令和 2 年 5 月 15 日	区内全域

北九門公告第 29 号

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 11 条の 2 第 12 項の規定に基づき、令和 2 年度中における門司区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者について、次のとおり公表する。

令和 3 年 12 月 10 日

門司区長 岩田 光 正

閲覧申出者	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博 (共同申出者) 認可法人日本銀行 情報サービス局 局長 林 新一郎	生活意識に関するアンケート調査（第 83 回）	令和 2 年 6 月 25 日	大里東三丁目及び大里東四丁目
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博 (共同申出者) 日本放送協会放送文化研究所 世論調査部長 吉田理恵	2020 年国民生活時間調査	令和 2 年 8 月 20 日	大字畑
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	公共交通機関利用時の配慮に関する世論調査（内閣府からの委託）	令和 2 年 9 月 3 日	黄金町
一般社団法人新情報センター 事務局長 山本 恭久	東日本大震災から 10 年 復興に関する意識調査	令和 2 年 9 月 17 日	長谷二丁目及び丸山吉野町

<p>(共同申出者) 日本放送協会放 送文化研究所 世論調査部長 吉田理恵</p>			
<p>一般社団法人中 央調査社 会長 境 克彦</p>	<p>外交に関する世論 調査（内閣府から の委託）</p>	<p>令和２年 9 月 24日</p>	<p>上馬寄三丁目及び緑 ヶ丘</p>
<p>一般社団法人中 央調査社 会長 境 克彦</p>	<p>気候変動に関する 世論調査（内閣府 からの委託）</p>	<p>令和２年 1 0月 14日</p>	<p>大里東二丁目</p>
<p>一般社団法人新 情報センター 事務局長 山本 恭久</p>	<p>消費者意識基本調 査（消費者庁から の委託）</p>	<p>令和２年 1 0月 15日</p>	<p>原町別院</p>
<p>一般社団法人新 情報センター 事務局長 山本 恭久  (共同申出者) 内閣府 経済社 会総合研究所 所長 井野靖久</p>	<p>消費動向調査</p>	<p>令和２年 1 1月 10日</p>	<p>奥田四丁目、奥田五 丁目、大里東二丁目 、大里東三丁目及び 柳町四丁目</p>
<p>一般社団法人中 央調査社 会長 境 克彦</p>	<p>健康と暮らしにつ いての調査（学校 法人大阪商業大学 からの委託）</p>	<p>令和２年 1 1月 19日</p>	<p>柳町一丁目</p>
<p>一般社団法人中 央調査社 会長 境 克彦</p>	<p>テレビ視聴に関す る調査（株式会社 野村総合研究所か らの委託）</p>	<p>令和２年 1 1月 19日</p>	<p>黒川西三丁目</p>

北九北公告第 1 号

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 1 1 条第 3 項の規定に基づき、令和 2 年度中における小倉北区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者について、次のとおり公表する。

令和 3 年 1 2 月 1 0 日

小倉北区長 田 中 規 雄

当該請求をした国又は地方公共団体の機関の名称	請求事由の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
防衛省	自衛官等募集に関する広報宣伝	令和 2 年 5 月 1 5 日、同月 1 9 日及び同月 2 0 日	区内全域
北九州市	危険空家所有者調査	令和 3 年 2 月 1 6 日	新高田二丁目 2 2 番 3 7 号

北九北公告第2号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第12項の規定に基づき、令和2年度中における小倉北区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者について、次のとおり公表する。

令和3年12月10日

小倉北区長 田中規雄

閲覧申出者	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
一般社団法人中央調査社 会長 大室真生	テレビ視聴に関する調査（株式会社野村総合研究所からの委託）	令和2年5月28日	赤坂三丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境克彦	食生活に関する世論調査（内閣府からの委託）	令和2年8月19日	大手町
株式会社RJC リサーチ 代表取締役 守住邦明	令和2年度 ギャラリー等依存症の実態に係る調査・研究事業（国立病院機構久里浜医療センターからの委託）	令和2年9月2日	霧ヶ丘一丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境克彦 （共同申出者） 日本放送協会放送文化研究所 世論調査部長 吉田理恵	メディアがどのように利用されているかをおたずねする調査	令和2年9月3日	須賀町
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博	令和2年度青少年のインターネット利用環境実態調査（内閣府からの委	令和2年10月5日	霧ヶ丘一丁目及び霧ヶ丘二丁目

	託)		
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	令和2年度土地問題に関する国民の意識調査（国土交通省からの委託）	令和2年10月14日	井堀二丁目
一般社団法人新情報センター 事務局長 山本 恭久	消費者意識基本調査（消費者庁からの委託）	令和2年10月15日	足立一丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	令和2年度男女間における暴力に関する調査（内閣府からの委託）	令和2年11月5日	原町一丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	健康と暮らしについての調査（学校法人大阪商業大学からの委託）	令和2年11月19日	豎林町
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博	第9回高齢者の生活と意識に関する国際比較調査（内閣府からの委託）	令和2年12月3日	上富野二丁目から上富野四丁目まで
株式会社サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤士朗	暮らしと仕事に関する全国オンライン調査（国立大学法人東京大学社会科学研究所からの委託）	令和3年1月27日	霧ヶ丘一丁目

北九南公告第 26 号

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 11 条第 3 項の規定に基づき、令和 2 年度中における小倉南区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者について、次のとおり公表する。

令和 3 年 12 月 10 日

小倉南区長 丹 田 健 二

当該請求をした国又は地方公共団体の機関の名称	請求事由の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
防衛省	自衛官等募集に関する広報宣伝	令和 2 年 5 月 15 日及び同月 19 日	区内全域

北九南公告第 27 号

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 11 条の 2 第 12 項の規定に基づき、令和 2 年度中における小倉南区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者について、次のとおり公表する。

令和 3 年 12 月 10 日

小倉南区長 丹 田 健 二

閲覧申出者	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
株式会社インテ ーヂリサーチ 代表取締役社長 井上孝志	旅行・観光消費動 向調査（国土交通 省からの委託）	令和 2 年 6 月 11 日	津田一丁目から津田 五丁目まで
株式会社日本リ サーチセンター 代表取締役社 長 鈴木稲博 （共同申出者） 認可法人日本銀 行 情報サービ ス局 局長 林 新一郎	生活意識に関する アンケート調査（ 第 83 回）	令和 2 年 6 月 25 日	中吉田三丁目及び中 吉田四丁目
株式会社日本リ サーチセンター 代表取締役社 長 鈴木稲博 （共同申出者） 認可法人日本銀 行 情報サービ ス局 局長 林 新一郎	生活意識に関する アンケート調査（ 第 84 回）	令和 2 年 8 月 20 日	沼本町一丁目
株式会社日本リ サーチセンター 代表取締役社 長 鈴木稲博	2020 年国民生 活時間調査	令和 2 年 8 月 20 日	葉山町一丁目、葉山 町二丁目及び南若園 町

<p>(共同申出者) 日本放送協会放 送文化研究所 世論調査部長 吉田理恵</p>			
<p>株式会社R J C リサーチ 代表 取締役 守住邦 明</p>	<p>令和2年度 ギャ ンブル等依存症の 実態に係る調査・ 研究事業(国立病 院機構久里浜医療 センターからの委 託)</p>	<p>令和2年9 月2日</p>	<p>南方五丁目</p>
<p>一般社団法人中 央調査社 会長 境 克彦 (共同申出者) 日本放送協会放 送文化研究所 世論調査部長 吉田理恵</p>	<p>環境に関する国際 比較調査</p>	<p>令和2年9 月3日</p>	<p>津田四丁目</p>
<p>一般社団法人中 央調査社 会長 境 克彦</p>	<p>薬局の利用に関す る世論調査(内閣 府からの委託)</p>	<p>令和2年9 月9日</p>	<p>舞ヶ丘四丁目</p>
<p>一般社団法人新 情報センター 事務局長 山本 恭久 (共同申出者) 日本放送協会放 送文化研究所 世論調査部長 吉田理恵</p>	<p>東日本大震災から 10年 復興に関 する意識調査</p>	<p>令和2年9 月17日</p>	<p>重住一丁目及び城野 一丁目</p>
<p>株式会社日本リ サーチセンター</p>	<p>「コロナ時代のテ レビの価値(仮)</p>	<p>令和2年1 0月5日</p>	<p>山手一丁目及び山手 二丁目</p>

代表取締役社長 鈴木稲博 (共同申出者) 日本放送協会放送文化研究所 世論調査部長 吉田理恵	「テレビ・インターネット動画などがどのように見聞きされているかをおたずねする調査		
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博	第4回家計と貯蓄に関する調査(一般財団法人ゆうちょ財団からの委託)	令和2年10月5日	下城野一丁目及び下城野二丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	地域社会の暮らしに関する世論調査(内閣府からの委託)	令和2年10月7日	南方二丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	気候変動に関する世論調査(内閣府からの委託)	令和2年10月14日	星和台一丁目
株式会社インテージリサーチ 代表取締役社長 小田切俊夫	令和3年度家庭部門のCO2排出実態統計調査(環境省からの委託)	令和2年11月17日	中曽根六丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	家庭用塩の消費実態に関する調査(公益財団法人塩事業センターからの委託)	令和2年12月2日	大字高津尾及び大字母原
株式会社サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤士朗	令和2年度 子どもの生活状況調査(内閣府からの委託)	令和3年1月6日	富士見一丁目から富士見三丁目まで、城野一丁目から城野四丁目まで及び下城野一丁目から下城野三丁目まで

<p>一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 (共同申出者) 日本放送協会放送文化研究所 世論調査部長 吉田理恵</p>	<p>2021年3月東京オリンピック・パラリンピックに関する調査</p>	<p>令和3年1月13日</p>	<p>上吉田六丁目</p>
<p>株式会社日経リサーチ 代表取締役社長 福本敏彦 (共同申出者) 国立教育政策研究所 所長 中川健朗</p>	<p>第2回OECD国際成人力調査(PIAAC)予備調査</p>	<p>令和3年1月15日</p>	<p>北方二丁目</p>
<p>一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦</p>	<p>令和2年度 国語に関する世論調査 (文化庁からの委託)</p>	<p>令和3年2月4日</p>	<p>湯川新町一丁目</p>
<p>一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 (共同申出者) 日本放送協会放送文化研究所 世論調査部長 吉田理恵</p>	<p>2021年全国放送サービス接触動向調査</p>	<p>令和3年3月9日</p>	<p>葛原四丁目</p>

北九若公告第19号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項の規定に基づき、令和2年度中における若松区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者について、次のとおり公表する。

令和3年12月10日

若松区長 榎尾美栄子

当該請求をした国又は地方公共団体の機関の名称	請求事由の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
防衛省	自衛官等募集に関する広報宣伝	令和2年5月12日及び同月13日	区内全域

北九若公告第20号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第12項の規定に基づき、令和2年度中における若松区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者について、次のとおり公表する。

令和3年12月10日

若松区長 榎尾美栄子

閲覧申出者	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
株式会社インテ ーグリサーチ 代表取締役社長 井上孝志	旅行・観光消費動 向調査（国土交通 省からの委託）	令和2年6 月11日	花野路一丁目から花 野路三丁目まで
日本工営株式会 社 福岡支店長 渡邊俊光	遠賀川総合水系中 間地区環境整備に 関わるアンケート 調査（国土交通省 からの委託）	令和2年6 月16日	青葉台西一丁目、青 葉台西三丁目から青 葉台西五丁目まで、 青葉台東一丁目、青 葉台南一丁目から青 葉台南三丁目まで、 大字小敷、大字畠田 、大字払川、片山一 丁目から片山三丁目 まで、鴨生田二丁目 から鴨生田四丁目ま で、小敷ひびきの一 丁目から小敷ひびき の三丁目まで、塩屋 一丁目から塩屋三丁 目まで、高須北一丁 目から高須北三丁目 まで、高須西一丁目 、高須西二丁目、高 須東一丁目から高須 東四丁目まで、高須 南一丁目、高須南三

			丁目から高須南五丁目まで、童子丸一丁目、童子丸二丁目、西天神町、東二島一丁目から東二島五丁目まで、ひびきの南一丁目、ひびきの南二丁目及び二島一丁目から二島六丁目まで
一般社団法人輿論科学協会 理事長 井田潤治	通信利用動向調査（総務省からの委託）	令和2年7月7日	青葉台西三丁目、小石本村町、中畑町及び深町一丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	第13回メディアに関する全国世論調査（公益財団法人新聞通信調査会からの委託）	令和2年9月9日	用勺町
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博（共同申出者） 日本放送協会放送文化研究所 世論調査部長 吉田理恵	「コロナ時代のテレビの価値（仮）」テレビ・インターネット動画などがどのように見聞きされているかをおたずねする調査	令和2年10月5日	棚田町及び大字頓田
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博	新型コロナウイルス感染症流行期前後における親子の食事と健康に関する実態調査（国立研究開発法人国立育成医療研究セン	令和2年10月30日	青葉台西三丁目から青葉台西六丁目まで、青葉台南一丁目から青葉台南三丁目まで、久岐の浜、小敷ひびきの一丁目から小敷ひびきの三丁目

	ターからの委託)		まで、塩屋二丁目、塩屋三丁目、花野路一丁目から花野路三丁目まで、ひびきの南一丁目及びひびきの南二丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	令和2年度食育に関する意識調査(農林水産省からの委託)	令和2年1月5日	高須北三丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	令和2年度男女間における暴力に関する調査(内閣府からの委託)	令和2年1月5日	片山二丁目及び片山三丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	テレビ視聴に関する調査(株式会社野村総合研究所からの委託)	令和2年1月19日	畠田一丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	令和2年度 国語に関する世論調査(文化庁からの委託)	令和3年2月4日	青葉台東一丁目
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博 (共同申出者) 認可法人日本銀行 情報サービス局 局長 林 新一郎	生活意識に関するアンケート調査(第86回)	令和3年2月18日	宮丸二丁目、山手町及び山ノ堂町
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	2021年全国放送サービス接触動向調査	令和3年3月9日	高須東三丁目

(共同申出者) 日本放送協会放 送文化研究所 世論調査部長 吉田理恵			
--	--	--	--

北九東公告第47号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項の規定に基づき、令和2年度中における八幡東区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者について、次のとおり公表する。

令和3年12月10日

八幡東区長 島屋良一

当該請求をした国又は地方公共団体の機関の名称	請求事由の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
防衛省	自衛官等募集に関する広報宣伝	令和2年5月12日	区内全域

北九東公告第48号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第12項の規定に基づき、令和2年度中における八幡東区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者について、次のとおり公表する。

令和3年12月10日

八幡東区長 島屋良一

閲覧申出者	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
一般社団法人中央調査社 会長 大室真生	テレビ視聴に関する調査（株式会社野村総合研究所からの委託）	令和2年5月28日	宮の町二丁目
日本工営株式会社 福岡支店長 渡邊俊光	遠賀川総合水系中間地区環境整備に関わるアンケート調査（国土交通省からの委託）	令和2年6月16日	尾倉一丁目から尾倉三丁目まで、神山町、祇園一丁目から祇園四丁目まで、祇園原町、西台良町、西本町三丁目、西本町四丁目、花尾町、東台良町、帆柱一丁目から帆柱五丁目まで、前田一丁目から前田三丁目まで、桃園一丁目及び桃園二丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	食生活に関する世論調査（内閣府からの委託）	令和2年8月19日	中央二丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 （共同申出者） 日本放送協会放送文化研究所	新型コロナウイルス感染症に関する世論調査	令和2年9月24日	石坪町

世論調査部長 吉田理恵			
一般社団法人新 情報センター 事務局長 山本 恭久	消費者意識基本調 査（消費者庁から の委託）	令和2年1 0月15日	枝光四丁目
一般社団法人中 央調査社 会長 境 克彦	令和2年度食育に 関する意識調査（ 農林水産省からの 委託）	令和2年1 1月5日	昭和二丁目
一般社団法人中 央調査社 会長 境 克彦	健康と暮らしにつ いての調査（学校 法人大阪商業大学 からの委託）	令和2年1 1月19日	高見二丁目
株式会社日本リ サーチセンター 代表取締役社 長 鈴木稲博 （共同申出者） 認可法人日本銀 行 情報サービ ス局 局長 林 新一郎	生活意識に関する アンケート調査（ 第86回）	令和3年2 月18日	祇園三丁目、祇園四 丁目及び祇園原町

北九西公告第 1 1 号

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 1 1 条第 3 項の規定に基づき、令和 2 年度中における八幡西区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者について、次のとおり公表する。

令和 3 年 1 2 月 1 0 日

八幡西区長 武 藤 朋 美

当該請求をした 国又は地方公共 団体の機関の名 称	請求事由の概要	閲覧の年月 日	閲覧に係る住民の 範囲
防衛省	自衛官等募集に関する 広報宣伝	令和 2 年 5 月 1 3 日及 び同月 1 4 日	区内全域

北九西公告第10号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第12項の規定に基づき、令和2年度中における八幡西区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者について、次のとおり公表する。

令和3年12月10日

八幡西区長 武藤 朋美

閲覧申出者	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
株式会社インテ ーグリサーチ 代表取締役社長 井上孝志	旅行・観光消費動 向調査（国土交通 省からの委託）	令和2年6 月11日	上上津役一丁目及び 上上津役二丁目
日本工営株式会 社 福岡支店長 渡邊俊光	遠賀川総合水系中 間地区環境整備に 関わるアンケート 調査（国土交通省 からの委託）	令和2年6 月16日及 び同月17 日	相生町、青山一丁目 から青山三丁目まで 、浅川一丁目、浅川 二丁目、浅川学園台 一丁目から浅川学園 台四丁目まで、浅川 台一丁目から浅川台 三丁目まで、浅川日 の峯一丁目から浅川 日の峯四丁目まで、 浅川町、穴生一丁目 から穴生四丁目まで 、池田一丁目、池田 三丁目、石坂一丁目 、石坂二丁目、泉ケ 浦一丁目から泉ケ浦 三丁目まで、医生ケ 丘、市瀬一丁目から 市瀬三丁目まで、岩 崎一丁目から岩崎四 丁目まで、上の原一 丁目から上の原四丁

			目まで、永犬丸一丁目から永犬丸五丁目まで、永犬丸西町一丁目から永犬丸西町四丁目まで、永犬丸東町一丁目から永犬丸東町三丁目まで、永犬丸南町一丁目から永犬丸南町五丁目まで、大畑町、大平一丁目から大平三丁目まで、大平台、沖田一丁目から沖田五丁目まで、大字野面、大字本城、楠橋上方一丁目、楠橋上方二丁目、楠橋下方一丁目から楠橋下方三丁目まで、楠橋西一丁目から楠橋西三丁目まで、楠橋東一丁目、楠橋東二丁目及び楠橋南一丁目から楠橋南三丁目まで
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博 (共同申出者) 日本放送協会放送文化研究所 世論調査部長 吉田理恵	2020年国民生活時間調査	令和2年8月20日	本城一丁目
一般社団法人中	メディアがどのよ	令和2年9	大膳二丁目

<p>中央調査社 会長 境 克彦 (共同申出者) 日本放送協会放 送文化研究所 世論調査部長 吉田理恵</p>	<p>うに利用されてい るかをおたずねす る調査</p>	<p>月 3 日</p>	
<p>一般社団法人中 央調査社 会長 境 克彦</p>	<p>公共交通機関利用 時の配慮に関する 世論調査 (内閣府 からの委託)</p>	<p>令和 2 年 9 月 3 日</p>	<p>本城二丁目</p>
<p>一般社団法人中 央調査社 会長 境 克彦</p>	<p>第 1 3 回メディア に関する全国世論 調査 (公益財団法 人新聞通信調査会 からの委託)</p>	<p>令和 2 年 9 月 9 日</p>	<p>大膳一丁目</p>
<p>一般社団法人中 央調査社 会長 境 克彦</p>	<p>薬局の利用に関す る世論調査 (内閣 府からの委託)</p>	<p>令和 2 年 9 月 9 日</p>	<p>熊西二丁目</p>
<p>株式会社日本リ サーチセンター 代表取締役社 長 鈴木稲博</p>	<p>少子化社会に関す る国際意識調査 (内 閣府からの委託)</p>	<p>令和 2 年 9 月 1 5 日</p>	<p>光明一丁目及び光明 二丁目</p>
<p>一般社団法人新 情報センター 事務局長 山本 恭久 (共同申出者) 日本放送協会放 送文化研究所 世論調査部長 吉田理恵</p>	<p>東日本大震災から 1 0 年 復興に関 する意識調査</p>	<p>令和 2 年 9 月 1 7 日</p>	<p>医生ヶ丘</p>
<p>株式会社日本リ サーチセンター</p>	<p>「コロナ時代のテ レビの価値 (仮)</p>	<p>令和 2 年 1 0 月 5 日</p>	<p>岩崎二丁目及び岩崎 三丁目</p>

代表取締役社長 鈴木稲博 (共同申出者) 日本放送協会放送文化研究所 世論調査部長 吉田理恵	「テレビ・インターネット動画などがどのように見聞きされているかをおたずねする調査		
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博	令和2年度青少年のインターネット利用環境実態調査 (内閣府からの委託)	令和2年10月5日	里中二丁目及び里中三丁目
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博	第4回家計と貯蓄に関する調査(一般財団法人ゆうちょ財団からの委託)	令和2年10月5日	浅川日の峯四丁目、大字浅川及び三ツ頭二丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	地域社会の暮らしに関する世論調査 (内閣府からの委託)	令和2年10月7日	萩原一丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	令和2年度土地問題に関する国民の意識調査(国土交通省からの委託)	令和2年10月14日	御開四丁目
一般社団法人新情報センター 事務局長 山本 恭久 (共同申出者) 内閣府 経済社会総合研究所 所長 井野靖久	消費動向調査	令和2年11月10日	陣山二丁目及び陣山三丁目
一般社団法人中	テレビ視聴に関する	令和2年1	日吉台一丁目

中央調査社 会長 境 克彦	る調査（株式会社 野村総合研究所か らの委託）	1月19日	
株式会社日本リ サーチセンター 代表取締役社 長 鈴木稲博 （共同申出者） 認可法人日本銀 行 情報サービ ス局 局長 林 新一郎	生活意識に関する アンケート調査（ 第85回）	令和2年1 2月3日	折尾四丁目
株式会社日経リ サーチ 代表取 締役社長 福本 敏彦 （共同申出者） 国立教育政策研 究所 所長 中 川健朗	第2回OECD国 際成人力調査（P IAAC）予備調 査	令和3年1 月15日	浅川学園台二丁目及 び浅川学園台三丁目
一般社団法人中 央調査社 会長 境 克彦	令和2年度 国語 に関する世論調査 （文化庁からの委 託）	令和3年2 月4日	星ヶ丘一丁目

北九戸公告第 27 号

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 11 条第 3 項の規定に基づき、令和 2 年度中における戸畑区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求者について、次のとおり公表する。

令和 3 年 12 月 10 日

戸畑区長 本 脇 尉 勝

当該請求をした国又は地方公共団体の機関の名称	請求事由の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
防衛省	自衛官等募集に関する広報宣伝	令和 2 年 5 月 19 日及び同月 20 日	区内全域

北九戸公告第 28 号

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 11 条の 2 第 12 項の規定に基づき、令和 2 年度中における戸畑区の住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出者について、次のとおり公表する。

令和 3 年 12 月 10 日

戸畑区長 本 脇 尉 勝

閲覧申出者	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 (共同申出者) 日本放送協会放送文化研究所 世論調査部長 吉田理恵	新型コロナウイルス感染症に関する世論調査	令和 2 年 9 月 24 日	小芝一丁目
一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	外交に関する世論調査（内閣府からの委託）	令和 2 年 9 月 24 日	境川二丁目
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博	令和 2 年度青少年のインターネット利用環境実態調査（内閣府からの委託）	令和 2 年 10 月 5 日	幸町及び新池一丁目
株式会社インテリサーチ 代表取締役社長 小田切俊夫	令和 3 年度家庭部門の CO2 排出実態統計調査（環境省からの委託）	令和 2 年 1 月 17 日	牧山二丁目
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木稲博 (共同申出者) 認可法人日本銀	生活意識に関するアンケート調査（第 85 回）	令和 2 年 1 月 2 月 3 日	東大谷一丁目

行 情報サービ ス局 局長 林 新一郎			
一般社団法人中 央調査社 会長 境 克彦 (共同申出者) 日本放送協会放 送文化研究所 世論調査部長 吉田理恵	2021年3月東 京オリンピック・ パラリンピックに 関する調査	令和3年1 月13日	中本町

## 北九州市交通局公告第37号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市交通局管理規程第5号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3年12月10日

北九州市交通局長 福本 啓二

### 1 調達内容

#### (1) 購入品目及び予定数量

軽油 10万リットル

#### (2) 購入物品の特質等 仕様書で定めるとおり

#### (3) 履行期間 令和4年2月1日から同月28日まで

#### (4) 納入場所 北九州市交通局若松営業所及び向田営業所

#### (5) 今後購入が予想される数量及び入札公告予定時期

予定数量9万リットル 令和4年1月頃

#### (6) 最初の契約に係る入札公告日 令和3年2月10日

#### (7) 入札方法 単位当たりの価格により行う。価格は軽油引取税を含むものとし、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から軽油引取税を除いた金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

#### (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

#### (2) 北九州市交通局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市交通局管理規程第1号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

#### (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和4年1月11日までに競争入札参加資格申請を行わなければならない。

#### 4 入札書の提出場所等

##### (1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市若松区東小石町3番1号  
北九州市交通局総務経営課

イ 日時 この公告の日から令和4年1月24日まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び令和3年12月29日から令和4年1月3日までの日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで並びに同月25日の午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後2時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

##### (3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市若松区東小石町3番1号  
北九州市交通局42会議室

イ 日時 令和4年1月14日午後2時

(4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和4年1月11日までに競争参加の申出書を北九州市交通局総務経営課に提出しなければならない。

(5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和4年1月24日午後5時までに必着のこと。

##### (6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市若松区東小石町3番1号  
北九州市交通局42会議室

イ 日時 令和4年1月25日午後2時

#### 5 その他

##### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

##### (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上

。ただし、北九州市交通局契約規程（昭和39年北九州市交通局管理規程第5号。以下「契約規程」という。）において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市交通局総務経営課

〒808-0017 北九州市若松区東小石町3番1号

電話 093-771-8401

## 6 Summary

(1) Product and Quantity

Gas Oil

Forecasted Quantity:

100,000

(2) Deadline of Tender (by hand)

2:00p.m., January 25, 2022

(3) Deadline of Tender (by mail)

5:00p.m., January 24, 2022

(4) For further information, please contact:

General Affairs and Management Division, Transportation Bureau,  
City of Kitakyushu

北九州市交通局公告第38号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市交通局管理規程第5号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3年12月10日

北九州市交通局長 福本 啓 二

- 1 物品等の名称及び予定数量  
軽油 11万リットル
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市交通局総務経営課  
北九州市若松区東小石町3番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和3年11月25日
- 4 落札者の名称及び住所  
日通商事株式会社  
北九州市小倉北区西港町15番63号
- 5 落札金額  
1リットル当たりの金額 110円40銭
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
令和3年10月8日
- 8 落札方式  
最低価格による。